

6. 保健衛生



大和市マスコットキャラクター「こころん」(©1993 YAMATO CITY)

保 健 衛 生 (1)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 保健	168				
(1) 地域医療対策	168				
ア. 地域医療センター休日夜間急患診療所運営	168		○	○	○
イ. 休日夜間二次救急体制	168			○	
ウ. 休日歯科診療事業等運営	169			○	
エ. 眼科救急医療体制	170			○	
オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制	170			○	
カ. 外国籍市民救急医療対策事業	170		○	○	
キ. 産科医等確保支援事業	170		○		
(2) 健康づくり推進	171				
ア. 普及・啓発	172			○	
イ. 女性の健康づくり	174			○	○
ウ. 親子de健康診査事業	174			○	
エ. 自主的な健康づくりの支援	175			○	○
オ. 歩く健康づくりの推進	175			○	○
2. 予防	176				
(1) 保健予防事業	176				
ア. 予防接種	176	○	○	○	
イ. 新型コロナウイルスワクチン接種	181	○			
ウ. 新型コロナウイルス感染者支援	182			○	
エ. 感染症予防	182			○	
オ. 狂犬病予防	182				○
カ. 献血推進	183			○	
3. 健康増進	183				
(1) 健康増進事業	183				
ア. 健康手帳の交付	184		○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	救急医療対策実施要綱	S48. 8	医 療 健 康 課
	//	S54.12	//
	//	S54.	//
	//		//
	//		//
	//	H 5. 1	//
	地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱	H21. 1	//
	大和市健康づくり普及啓発事業実施要領	S58. 4	健康づくり推進課
18歳～39歳	大和市女性健康診査事業実施要綱	H 2. 4	医 療 健 康 課
1歳6か月児の親	大和市親子健康診査事業実施要綱	H27. 4	//
20歳～	大和市健康ポイント事業実施要綱	H29. 1	健康づくり推進課
	大和市歩く健康づくり推進条例	H29. 4	//
出生後～	予防接種法 大和市定期予防接種実施要領他	S23.	医 療 健 康 課
生後6か月～	予防接種法 大和市新型コロナウイルス感染症に係る臨時予防接種実施要領他	R 3. 1	//
	大和市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品支援事業実施要綱	R 3.10	//
16歳～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（旧結核予防法）	S26.	//
	狂犬病予防法	S25.	//
16歳～69歳	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	S34. 4	//
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更）	S58. 4	健康づくり推進課

保 健 衛 生 (2)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	イ. 健康教育	184		○	○	○
	ウ. 健康相談	184		○	○	○
	エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー	185		○	○	○
	オ. 訪問指導	186		○	○	○
	カ. 健康診査	186	○	○	○	
	キ. がん患者等の支援	189		○	○	
4. 環境衛生事業		190				
	(1) 環境衛生	190				
	ア. 環境衛生	190			○	
	イ. 広域大和斎場組合	190				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	健康づくり推進課
40歳～	//	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	健康づくり推進課 医 療 健 康 課
	大和市健康度見える化コーナー設置要領	H28. 3	健康づくり推進課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	//
20歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律他	S58. 4 H21. 4 R 2. 4	医 療 健 康 課 健康づくり推進課
	大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成要綱 大和市重粒子線治療費助成要綱 大和市骨髄移植ドナー支援事業助成要綱	H27. 4 H28. 4 H30. 4	医 療 健 康 課
～20歳	大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱	R 1.10	
～40歳	大和市若年がん患者在宅生活支援助成に関する要綱	R 4. 4	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		医 療 健 康 課
	広域大和斎場組合規約		//

1. 保健

(1) 地域医療対策

ア. 地域医療センター休日夜間急患診療所運営

休日や夜間等において急病となった市民に対し、内科・小児科の軽症患者のための一次診療を行う。

休日・夜間急患診療体制

(大和市地域医療センター休日夜間急患診療所

鶴間 1-28-5 TEL 263-6800)

	診 療 日	診 療 時 間
休 日	日曜日・祝日・年末年始	午前 9 時～正午 午後 2 時～ 5 時 午後 8 時～11 時
平 日	月曜日～土曜日	午後 8 時～11 時

(医療施策推進係)

イ. 休日夜間二次救急体制

休日や夜間等において急病となった市民に対する二次診療（中、重症患者のための診療）のため、内科は市内 5 病院による病院群輪番制で、小児科は市立病院が毎日 24 時間体制で救急診療を行っている。

病院群輪番制（令和 7 年度）

内科

曜日	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間 ※
月	中央林間病院（第 1, 3, 5 月曜）	275-0110	中央林間 4-14-18	午後 5 時～翌日午前 8 時
	桜ヶ丘中央病院（第 2 月曜）	269-4111	福田 1-7-1	
	大和徳洲会病院（第 4 月曜）	264-1111	中央 4-4-12	
火	南大和病院（第 1～3, 5 火曜）	269-2411	下和田 1331-2	
	桜ヶ丘中央病院（第 4 火曜）	269-4111	福田 1-7-1	
水	中央林間病院	275-0110	中央林間 4-14-18	
木	南大和病院	269-2411	下和田 1331-2	
金	桜ヶ丘中央病院	269-4111	福田 1-7-1	
土	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	午後 1 時～翌日午前 8 時
日				午前 8 時～翌日午前 8 時
※月～土曜日が祝日又は年末年始（12/29～1/3）の場合は、午前 8 時～翌日午前 8 時				

小児科

	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間
毎日	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	24 時間

患者取扱件数

			5		6		7	
			年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
大和市 地域医療 センター	昼 間		5,727	477	5,928	494	5,086	424
	夜 間		5,809	484	5,121	427	4,461	372
	計		11,536	961	11,049	921	9,547	796
病院群 輪番制	外来	全 体	17,833	1,486	17,915	1,493	17,365	1,447
		当番日	8,265	689	8,500	708	8,507	709
	うち入院	全 体	4,021	335	4,443	370	4,590	383
		当番日	1,590	133	1,819	152	1,924	160
	うち三次 へ転送	全 体	153	13	127	11	122	10
		当番日	83	7	70	6	78	7
計			29,369	2,447	28,964	2,414	26,912	2,243

(医療施策推進係)

ウ. 休日歯科診療事業等運営

大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所
において、休日の歯科急病患者並びに要
介護者及び高齢者に対し、適切な歯科診
療を行い、市民の健康を守る。

(大和歯科医師会館内 深見西 2-1-25
TEL 263-4107)

診療体制 (令和 7 年度)

休日歯科診療事業

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・振替休日	午前 9 時 ～正午
5 月 3 日～6 日 12 月 30 日～1 月 4 日	午前 9 時 ～正午 午後 1 時 30 分～ 4 時

要介護・高齢者歯科事業

診 療 日	診 療 時 間
第 2・第 4 木曜日	午前 9 時 ～午後 1 時

※令和 6 年 2 月より開始

休日歯科診療事業 地区別患者利用状況

	5				6				7			
	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計
人 数	106	1	30	137	160	2	38	200	157	1	37	195
大和市民対綾瀬市民の 患者割合 (%)	99.1	0.9	—	100	98.8	1.2	—	100	99.4	0.6	—	100
全体の患者割合 (%)	77.4	0.7	21.9	100	80.0	1.0	19.0	100	80.5	0.5	19.0	100
1 日当たりの患者数	2.47	0.02	0.70	3.19	2.22	0.03	0.53	2.78	2.18	0.01	0.51	2.71

※令和 5 年度は、バリアフリー化工事などのため 7 月から 11 月まで休診

要介護・高齢者歯科事業 利用状況

	5	6	7
患者数	5	24	71

(医療施策推進係)

エ. 眼科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において眼科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

（医療施策推進係）

オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において、固定輪番制（3か所）により、耳鼻咽喉科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター、厚木メジカルセンター、伊勢原市休日夜間診療所）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

（医療施策推進係）

カ. 外国籍市民救急医療対策事業

本市の救急医療体制の円滑な運営を確保するため、外国籍市民が県内の救急医療機関において救急患者として治療を受けたが、医療費の負担能力に欠けるため、救急医療機関に医療費の未収が発生した場合に、その未収金の相当額を助成する。

補助実績

	5	6	7
対象者数	0	0	0

（医療施策推進係）

キ. 産科医等確保支援事業

産科医等の確保を図るため、分娩手当を支給する産科医療機関に対し、分べん取扱件数に応じて補助金を交付する。

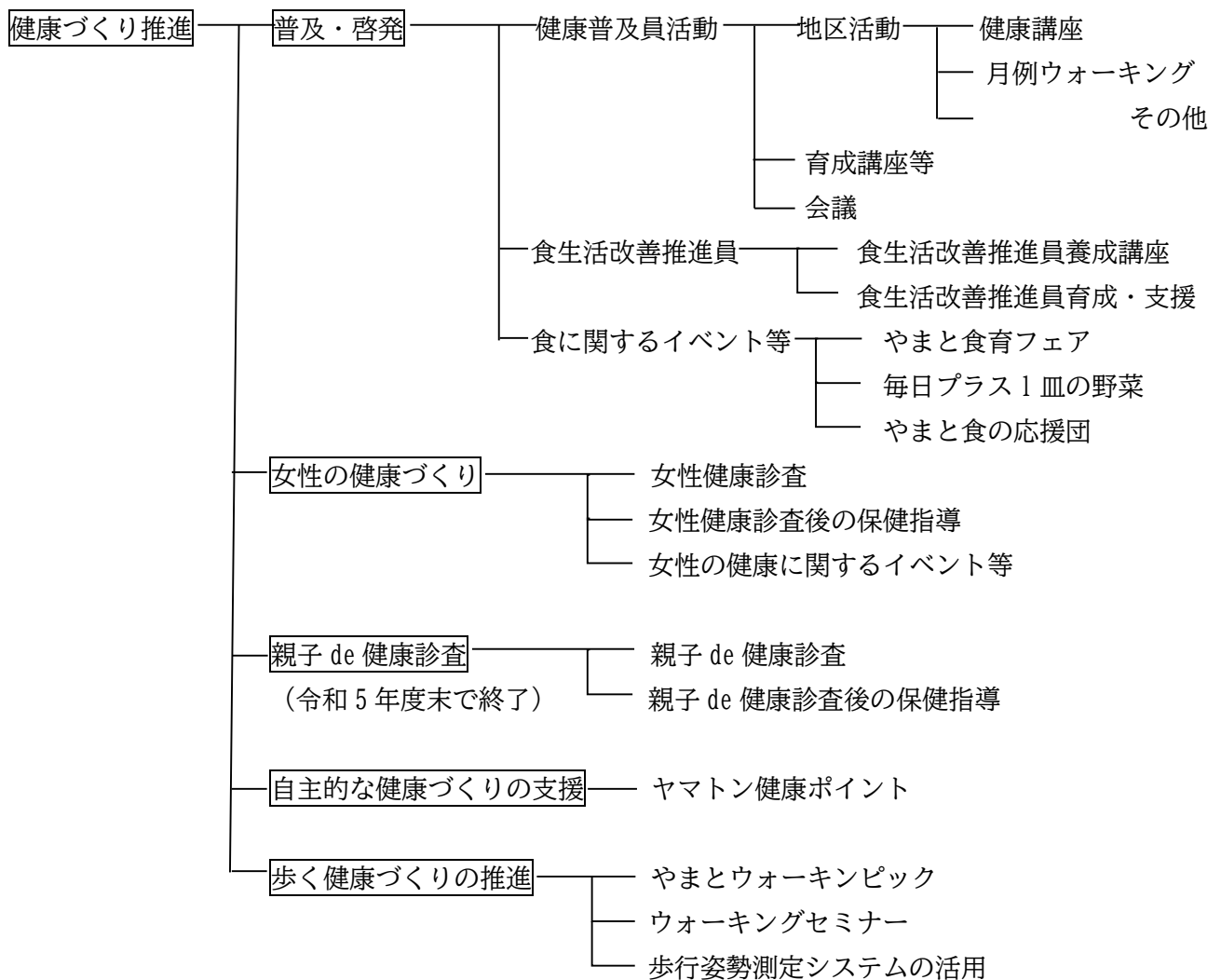
補助実績

	5	6	7
施設数	1	1	2
分べん取扱件数	285	247	727

（医療施策推進係）

(2) 健康づくり推進

市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚をもって健康づくりをするために、日常生活における健康づくりの指導を積極的に推進する。



ア. 普及・啓発

(ア) 健康普及員活動

自治会連絡協議会より推薦され、市内全域 72 名以内で構成。

令和 7 年度の健康普及員は 67 名。(令和 7 年度末現在)

『ともに歩もう こころの“健幸” 体の健康』をスローガンに掲げ市内 11 地区で健康増進活動を展開している。

年 1 回健康普及員だよりを発行している。

主な事業

a 地区活動

(a)健康講座（体操教室、料理教室、ウォーキング等の開催、健康度測定）

(b)その他（市民まつり、ふれあい広場等）

b 育成講座等

c 会議（総会・理事会・編集委員会・定例会・各種事業の会議等）

健康普及員に関する事業実績

			5	6	7
地区活動	健康講座	開催回数（回）	51	49	47
		参加者数（人）	1,275	1,409	1,561
	その他	開催回数（回）	16	17	13
		参加者数（人）	2,669	4,407	3,247
育成講座等		開催回数（回）	4	4	4
		参加者数（人）	177	167	156
会 議		開催回数（回）	80	73	70
		参加者数（人）	621	532	486

(地域保健活動係)

(イ) 食生活改善推進員

県・市で開催する養成講座修了生により組織され、令和 7 年度会員数は 73 名。実践活動を通して食生活改善の普及啓発をする。

主な事業

- a 地域での食生活改善のための実践活動
- b 市等が実施する各種保健事業への協力
- c 知識及び技術向上のための研修

食生活改善推進員に関する事業実績

		5	6	7
食生活改善推進員養成講座	回数	8	8	5
	延べ人数	158	223	97
食生活改善推進員活動	回数	61	38	32
	延べ人数	1,149	1,087	993

(地域栄養ケア推進係)

(ウ) 食に関するイベント等

やまと食育フェアの開催や、毎日プラス 1 皿の野菜の普及啓発等の実施により食に関する普及啓発を行う。

主な事業

- a やまと食育フェアの開催
- b 毎日プラス 1 皿の野菜普及啓発として、啓発コースターやポケットティッシュ等を配布
ベジファーストも合わせて推進
- c やまと食の応援団

市が設定した要件に沿って、健康的な食環境づくりに取り組む飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録していただき、連携して食育推進

食に関するイベント等

	5	6	7
やまと食育フェア 企画参加人数	996	843	1,532
毎日プラス 1 皿の野菜普及啓発物配布数	23,001	15,699	11,111
やまと食の応援団登録店舗数	101	100	97

(地域栄養ケア推進係)

保健衛生

イ. 女性の健康づくり

(ア) 女性の健康診査

学校や職場等で健診の機会が少ない
18 歳～39 歳の女性を対象に健康診査を
実施。

女性の健康診査実績

	5	6	7
回数	10	10	10
受診者数	589	593	612

(健康診査・がん・感染症予防係)

(イ) 女性の健康診査後の保健指導

保健師や管理栄養士が健診受診者に対し、個別に保健及び栄養指導を実施。

女性の健康診査後の保健指導実績

	5		6		7	
	回数	相談者数	回数	相談者数	回数	相談者数
健診当日	10	575	10	582	10	600
結果郵送時	10	589	10	593	10	612

(健康診査・がん・感染症予防係)

(ウ) 女性の健康に関するイベント等

主な事業

Health & Beauty フェアの開催

やまと Health & Beauty フェア実績

	5	6	7
企画参加人数	781	1,079	966

(地域栄養ケア推進係)

ウ. 親子 de 健康診査事業

(令和 5 年度末で終了)

(ア) 1 歳 6 か月児歯科健診に来られた父母
を対象に血液検査を実施。

親子 de 健康診査実績

	5	6	7
回数	36	—	—
受診者数	534	—	—

(健康診査・がん・感染症予防係)

(イ) 親子 de 健康診査後の保健指導

保健師が健診受診者に対し、個別に保
健指導を実施。

事後指導等実績

	5	6	7
実施者数	57	—	—
文書情報提供者数	534	—	—

(健康診査・がん・感染症予防係)

エ. 自主的な健康づくりの支援

自主的な健康づくりに取り組むきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援することを目的に、ヤマトン健康ポイントを実施。

ヤマトン健康ポイント抽選応募実績

	5	6	7
応募枚数	13,356	13,903	10,104
応募者実人数	2,415	2,442	2,162
対象事業数	401	410	429
協力認定団体数	91	105	114

(健康施策推進係)

オ. 歩く健康づくりの推進

(ア) やまとウォーキンピック

日常生活に身近で、気軽に組み合わせて、介護予防等にも効果がある歩くことによる健康づくりの普及定着を図るため、ゲーム性のあるウォーキングイベントであるやまとウォーキンピックを実施。

やまとウォーキンピック実績

	5	6	7
参加人数	3,663	1,570	765

(健康施策推進係)

(イ) ウォーキングセミナー

有識者（陸上選手や健康運動指導士、理学療法士等）を講師に迎え、正しい歩き方・効用等について、実技指導を交えた講演会を実施。

ウォーキングセミナー実績

	5	6	7
参加人数	79	106	143

(健康施策推進係)

(ウ) 歩行姿勢測定システムの活用

イベント等で、歩行姿勢測定システムを活用して、歩行速度、歩幅等を測定、歩行姿勢について助言を実施。

歩行姿勢測定システム活用実績

	5	6	7
参加人数	734	640	627

(健康施策推進係)

2. 予防

(1) 保健予防事業

ア. 予防接種

感染症のまん延防止と予防のため、乳幼児・児童及び 65 歳以上の者等を対象に協力医療機関で予防接種を実施している。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢		標準的な接種方法		備考	
B型肝炎		生後2か月～ 1歳未満		3回（標準的な接種期間は生後2か月～9か月未満） 2回目：1回目から4週以上の間隔 3回目：1回目から20週以上の間隔		・平成28年10月より定期接種開始	
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日後～ 24週0日後		2回 (27日以上の間隔)	※初回接種は標準的には生後2か月から生後14週6日までに開始 ※どちらかのワクチンを選んで、同一のワクチンを続けて接種	・令和2年10月より定期接種開始	
	ロタテック (5価)	生後6週0日後～ 32週0日後		3回 (27日以上の間隔)			
小児用肺炎球菌		初回接種開始年齢	生後2か月～7か月未満	初回：3回（27日以上の間隔、ただし、初回2回目及び3回目の接種は2歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない。また、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目は行わない） 追加：1回（1歳～1歳3か月を標準的な接種期間とし、初回接種終了から60日以上あけ1歳以降）		・平成23年2月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として実施、平成25年4月より定期接種化	
				上記月齢で開始できなかった場合			
			生後7か月～1歳未満	初回：2回（27日以上の間隔、ただし、初回2回目の接種は2歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない） 追加：1回（初回接種終了後60日以上あけ1歳以降）			
				1歳～2歳未満	2回（60日以上の間隔）		
				2歳～5歳未満	1回		
5種混合 (4種混合＋ヒブ)		生後2か月～7歳6か月未満		初回：3回（20日以上56日までの間隔） 追加：1回（初回接種終了後6か月～1年6か月までの間隔）		・令和6年4月より定期接種に導入	

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法	備考
BCG		生後 3 か月～1 歳未満	1 回（標準的な接種期間は生後 5 か月～8 か月未満）	・平成 25 年 4 月より、それまで生後 3 か月～6 か月未満であった対象年齢が拡大 ・平成 28 年 3 月で集団接種が終了。同年 4 月より個別接種を開始
麻しん ・風しん	1 期	1 歳～2 歳未満	1 回	・令和 7 年 4 月より、令和 6 年度中の MR ワクチンの偏在等を理由に、定期接種期間中に接種できなかった対象者について、令和 9 年 3 月末まで接種期間を延長して実施
	2 期	小学校就学前の 1 年間	1 回	
	特例	1 期：令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ 2 期：平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれ		
水痘 （水ぼうそう）		1～3 歳未満	1 回目：1 歳から 1 歳 3 か月未満の間 2 回目：1 回目接種後 6 か月から 1 年までの間隔	・平成 26 年 10 月より定期接種化。平成 26 年 11 月から平成 27 年 3 月まで、3 歳～5 歳未満を対象に経過措置として任意接種の費用助成を実施
日本 脳 炎	1 期	生後 6 か月（標準的には 3 歳）～7 歳 6 か月未満	初回：2 回（6 日以上 28 日までの間隔） 追加：1 回（1 期初回接種終了後おおむね 1 年の間隔）	
	2 期	9 歳～13 歳未満	1 回	
	特例	平成 19 年 4 月 1 日以前生まれの 20 歳未満	1 期、2 期合わせて 4 回接種していない場合は、残りの回数を 20 歳未満までに接種可能	
2 期ジフテリア・破傷風		11 歳～13 歳未満	1 回	

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種	対象年齢	標準的な接種方法	備考
HPV(子宮頸がん予防)	小学 6 年生 ～高校 1 年生相当の 女子 (標準的な接種年齢 は中学 1 年生)	【初回接種年齢 15 歳未満】 2 回:(6 か月の間隔) 【初回接種年齢 15 歳以上】 3 回:(2 か月の間隔をおい て 2 回、1 回目の接 種から 6 か月の間隔 をおいて 1 回)	・平成 22 年 10 月から「中 学 1 年生～中学 3 年生 の女子を対象に「市単独 事業」として費用助成を 実施 ・平成 23 年 2 月から「子 宮頸がん等ワクチン接 種緊急促進事業」として 実施、平成 25 年 4 月よ り定期接種化 ・平成 25 年 6 月 14 日よ り、厚生労働省の勧告に より積極的な勧奨を一 時見合わせていたが、令 和 4 年度より積極的な 接種勧奨再開 ・令和 4 年 4 月より、積極 的な勧奨を差し控えて いる間に定期接種の対 象であった女性を対象 に令和 7 年 3 月末まで キャッチアップ接種を 実施。 ・令和 7 年 4 月より、キャ ッチアップ接種期間中 に 1 回以上接種してい る平成 9 年 4 月 2 日～平 成 21 年 4 月 1 日生まれ の女性を対象に、令和 8 年 3 月末まで経過措置 を実施。 ・令和 8 年 4 月より、2 価 および 4 価ワクチンが 除外され、使用ワクチン が 9 価のみへ変更
RS ウイルス感染症 (母子免疫ワクチン)	妊娠 28 週 0 日～ 36 週 6 日までの妊婦	妊娠毎に 1 回	・令和 8 年 4 月より定期接 種化

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種	対象年齢	接種回数	備考
季節性 インフルエンザ	65 歳以上の者及び 60～64 歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1 回 (10 月～1 月)	
成人用肺炎球菌	65 歳の者及び 60～64 歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1 回	・経過措置は令和 5 年度で終了 ・令和 8 年度より使用ワクチンが 23 価 (PPSV23:ニューモバックス NP) から 20 価 (PCV20:プレバナー 20) へ変更
新型コロナウイルス感染症	65 歳以上の者及び 60～64 歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1 回 (10 月～1 月)	・令和 6 年度より定期接種化
带状疱疹	65 歳以上の者及び 60～64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	ワクチンにより接種方法が異なる ・シグリックス (不活化): 2 か月の間隔において 2 回 ・ビケン (生): 1 回	・令和 7 年度より定期接種化 ・令和 7 年度より令和 11 年度までの 5 年間のみ対象者について経過措置を実施 [経過措置期間の対象者] 当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者
風しんの追加的対策による風しん第 5 期 (特例)	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性 ※令和 6 年度末までに抗体検査を実施し、風しんの抗体が不十分である者	1 回	・これまで公的な接種機会のなかった年代を対象に、平成 31 年度より時限措置として実施していたが、令和 6 年度末で終了 ・令和 7 年 4 月より、令和 6 年度中の MR ワクチンの偏在等を理由に、定期接種期間中に接種できなかった者について、令和 9 年 3 月末まで接種期間を延長して実施

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

任意予防接種	対象年齢	助成内容	備考
成人風しん	18 歳以上で ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③妊婦の同居者	麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単体ワクチンの接種費用の一部	・風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群発症予防の緊急対策として、平成 25 年 4 月 26 日より実施 ・令和 7 年 4 月より、県の風しん対策事業における補助対象者拡大に伴い、市の任意予防接種の助成対象者も拡大

保健衛生

年度別実施状況

定期

(単位：人)

	5	6	7
B型肝炎	5,256	5,201	4,902
ロタウイルス	3,880	3,969	3,820
小児用肺炎球菌	7,047	6,938	6,674
BCG	1,767	1,763	1,632
5種混合	—	4,924	6,711
4種混合	7,484	2,331	501
3種混合(DPT)	0	1	5
ポリオ(IPV)	3	2	4
ヒブ	7,056	1,965	78
麻しん風しん	3,669	3,425	3,513
麻しん	0	0	0
風しん	0	0	0
水痘	3,515	3,422	3,350
日本脳炎	7,463	7,365	7,045
2期ジフテリア・破傷風(DT)	1,703	1,661	1,680
HPV	2,522	7,510	2,425
季節性インフルエンザ	24,639	22,978	23,727
成人用肺炎球菌	1,721	408	717
新型コロナウイルス感染症	—	8,401	3,242
带状疱疹	—	—	5,031
風しんの追加的対策（風しん第5期）	151	122	0

任意

	5	6	7
成人風しん	161	124	204

(健康診査・がん・感染症予防係)

イ. 新型コロナウイルスワクチン接種（令和 5 年度末で特例臨時接種は終了）

（ア）接種体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予防接種法に基づく特例臨時接種として、令和 3 年度から令和 5 年度まで、公共施設での「集団接種」と各医療機関による「個別接種」などにより実施。

（イ）接種実績

※接種回数は、国のワクチン接種記録システム（VRS）に基づく速報値（令和 6 年 4 月 1 日時点）。

a 集団接種

（単位：回）

	5	6	7
保健福祉センター（12 歳以上）	18,044	—	—
保健福祉センター（小児）	—	—	—
市民交流拠点ポラリス	3,848	—	—
大和スポーツセンター	—	—	—
合計	21,892	—	—

b 個別接種（高齢者施設等での接種含む）

（単位：回）

	5	6	7
市内協力医療機関（12 歳以上）	54,107	—	—
市内協力医療機関（小児）	738	—	—
市内協力医療機関（乳幼児）	474	—	—
合計	55,319	—	—

※令和 5 年度の市内協力医療機関の数 12 歳以上：90、小児：13、乳幼児：10

c その他会場

（単位：回）

	5	6	7
自衛隊大規模接種会場	—	—	—
神奈川県大規模接種会場	—	—	—
職域接種	—	—	—
その他（他市会場）（小児含む）	6,418	—	—
合計	6,418	—	—

（健康診査・がん・感染症予防係）

※令和 5 年度まで新型コロナウイルスワクチン接種担当

ウ. 新型コロナウイルス感染者支援（令和 5 年度末で終了）

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち県の配食（配食サービス）が送達されるまでの間の食料確保が困難な方に対し食料支援を実施。

なお、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが 5 類へ移行したことから県の配食サービスが廃止されたことを踏まえ、本市の事業も同様に廃止した。

	5	6	7
支援実績（件）	0	—	—

（健康診査・がん・感染症予防係）

エ. 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

結核検診を実施するほか、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について、国内外の情報を的確に把握するとともに、国及び県の動向を注視し、正しい知識の普及や適時適切な情報提供に努める。

a 結核対策

健康診断（胸部レントゲン）		（単位：人）		
		5	6	7
一般胸部レントゲン	X線受診者	457	462	437
	要精密検査者	2	0	0
	精密検査受診者	1	0	0
	結核患者	0	0	0
	発病の恐れのある者	0	0	0
	異常なし	1	0	0

※対象 16 歳以上の一般市民（学校・職場で受診できる者を除く）

（健康診査・がん・感染症予防係）

オ. 狂犬病予防

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、犬の所有者には犬の生涯で 1 度の登録と、毎年 1 回犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。

実施状況	（単位：頭）		
	5	6	7
畜犬登録	783	771	751
狂犬病予防注射	8,609	8,426	8,314

（医療施策推進係）

カ. 献血推進

より安全で有効な輸血の必要性により、400ml 献血を主に 200ml 献血も実施している。

実施状況

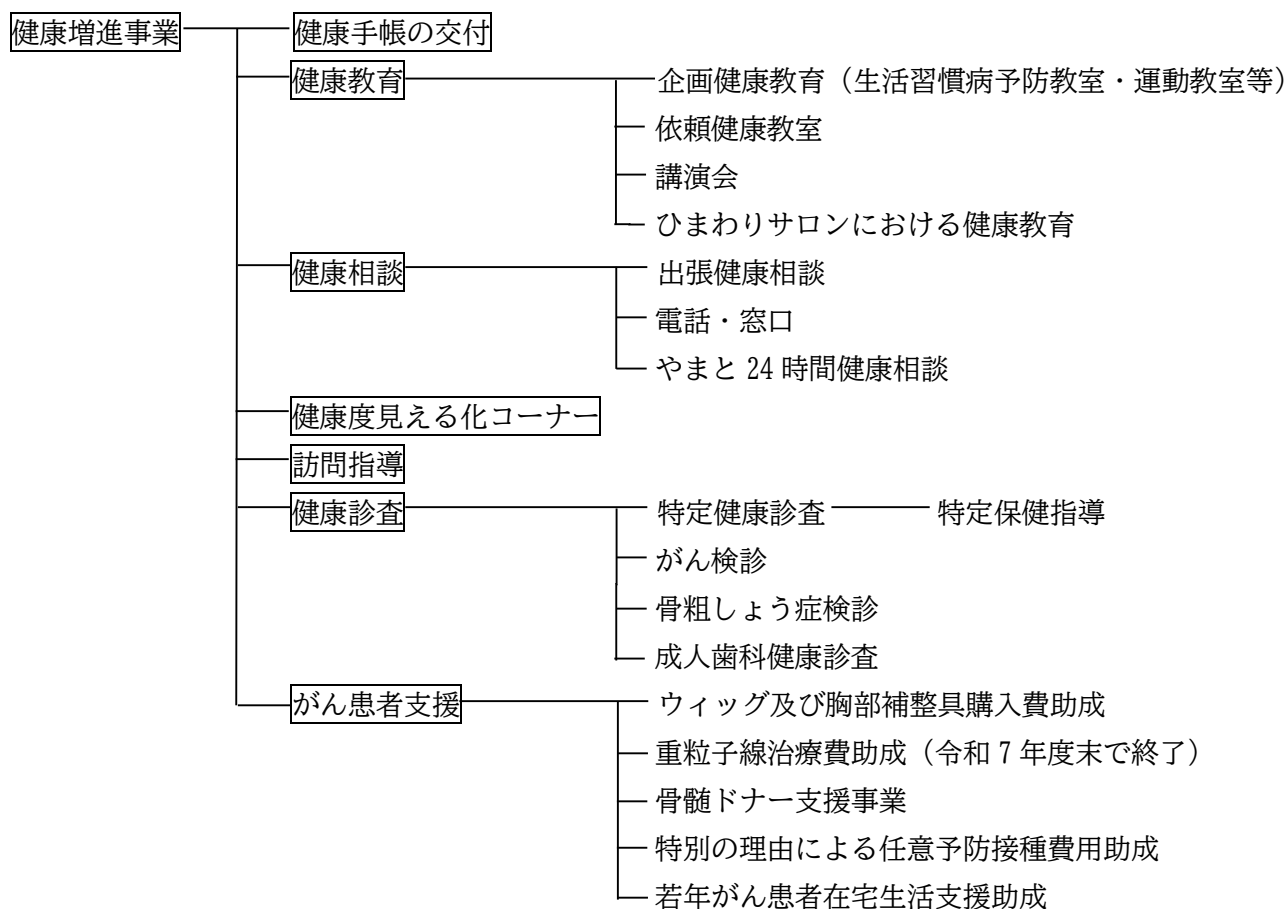
		5	6	7
献血目標数（人）		3,413	3,420	3,047
献血人数	200ml（人）	138	137	140
	400ml（人）	3,268	2,856	2,977
	成分献血（人）	0	0	0
計		3,406	2,993	3,117
達成率（％）		99.8	87.5	102.3

（医療施策推進係）

3. 健康増進

（1）健康増進事業（平成 20 年度より老人保健事業から健康増進事業に変更）

がん・心臓病・脳血管疾患等の生活習慣病が国民の死因の多くを占めるため、生活習慣病の早期発見・早期治療に努める。さらに市民の健康づくりを推進する。



保健衛生

ア. 健康手帳の交付

健康手帳の交付実績 (単位：冊)

(ア) 目的

健康の保持増進のために必要な事項を記載し、
自らの健康管理に役立てる。

	5	6	7
交付数	1,103	2,428	1,796

(地域保健活動係)

(イ) 内容

健康診査、健康教育、健康相談等の保健事業の
記録欄及び医療の記録欄並びに健康保持と適切
な受療のための知識などを掲載している。

イ. 健康教育

(ア) 目的

健康増進法に基づき、健康課題を踏まえて自ら健康管理ができるよう、正しい知識を普及し、
健康の維持・増進を目指す。

(イ) 内容

生活習慣病予防、骨粗鬆症予防、高齢者の健康づくり、転倒予防、認知症予防、口腔衛生等
に関する健康教育を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施事業を実施。

保健指導実績

		5	6	7
企画健康教育 ※1	回数	85	65	81
	延べ人数	2,674	2,637	3,137
依頼健康教室等	回数	40	45	43
	延べ人数	865	1,080	1,061
健康普及員主催の教室	回数	52	67	50
	延べ人数	3,257	5,608	4,305
ひまわりサロン ※2	回数	5	4	5
	延べ人数	44	45	77

※1 企画健康教育には、健康テラスでの講座、睡眠や笑いの健康づくり講
演会を含む。

※2 ひまわりサロンには、薬剤師による薬剤等に関する講座の数を計上。

(健康施策推進係、地域保健活動係、地域栄養ケア推進係)

ウ. 健康相談

(ア) 目的

- a 日常生活上の健康管理、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図る。
- b 一般高齢者に対して介護予防の普及啓発を図る。

(イ) 内容

心身の健康の維持増進を図るため生活、食事、運動習慣を習得するための個別相談を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

(ウ) 主な事業

- a 出張健康相談（依頼健康教室時、イベント、健康度見える化コーナー等）
- b 電話・窓口
- c やまと24時間健康相談

		5	6	7
出張健康相談	回数	82	82	94
	延べ件数	1,432	1,333	1,793
電話・窓口	延べ件数	2,099	1,417	1,295
やまと24時間健康相談	入電件数	21,471	22,941	18,495

（医療健康課健康診査・がん・感染症予防係、
健康づくり推進課地域保健活動係、地域栄養ケア推進係）

エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー

(ア) 目的

健康測定機器を設置し、測定をととして自身の生活習慣を振り返る機会とし、健康づくりの拠点として生活習慣病等の一次予防を図る。

(イ) 内容

健康度見える化コーナーは、県の未病センターの認証を受け、文化創造拠点シリウス4階の健康都市図書館内に、測定機器を設置している。

〈測定機器〉骨健康度測定器・体組成計・脳年齢測定器・握力計・足指力計・血管年齢測定器・電動血圧計・ヘモグロビン量測定器・身長計・肌年齢測定器

健康都市図書館内の健康テラスにて月2回、健康講座を実施。

健康度見える化コーナー（シリウス）

		5	6	7
測定機器利用人数		11,034	16,338	17,248
健康相談	回数	54	50	51
	延べ人数	607	597	622
健康テラスでの健康講座	回数	25	24	23
	延べ人数	514	516	471

※令和5年8月より、月1回の予約制開設をすべての開館日で利用できる体制へ変更した。
（地域保健活動係）

健康度測定コーナーでは、市民交流拠点ポラリスに、測定機器を設置している。

〈測定機器〉骨健康度測定器・電動血圧計・体組成計

健康度測定コーナー（ポラリス）

	5	6	7
測定機器利用人数	4,068	5,995	5,596

※令和5年9月より、月1回の予約制開設をすべての開館日で利用できる体制へ変更した。
(地域保健活動係)

オ．訪問指導

(ア) 目的

専門職や管理栄養士が訪問し、生活習慣病予防や重症化予防、介護予防に向け、その健康に関する課題を総合的に把握し、必要な指導を行う。

(イ) 対象

40歳以上の市民。特定健康診査（国保・後期）や介護予防アンケート結果から、高血糖等該当者や重症化リスクの高い者、低栄養の恐れのある者等（特定保健指導該当者除く）。

(ウ) 内容

保健師、管理栄養士等が訪問し、生活習慣病や要介護状態になることへの予防、家族の健康管理支援、保健・医療・福祉サービス等の情報提供、連絡及び調整を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

被訪問指導者数

		5	6	7
保健師等 実施分	実人数	58	64	80
	延べ人数	59	68	90
管理栄養士 実施分	実人数	404	342	361
	延べ人数	627	531	559
合計	実人数	462	406	441
	延べ人数	686	599	649

(健康づくり推進課)

カ．健康診査

(ア) 特定健康診査

a 対象

40歳以上の国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者等の医療保険未加入者

b 目的

生活習慣病の予防と早期発見

c 内容

特定健康診査は、問診・身体計測・血圧測定・脂質代謝検査・糖尿病検査・尿検査・肝機能検査等を実施し、必要に応じて心電図検査・眼底検査・貧血検査を行う。

また、希望者には大和市追加項目検査及び肝炎検査、前立腺がん検査を実施する。

特定健康診査実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			5	6	7
特定健康診査	対象者数(人)	国保	33,106	31,657	30,020
		後期	30,915	32,086	32,942
		合計	64,021	63,743	62,962
	受診者数(人)	国保	10,078	9,401	9,087
		後期	13,582	13,917	14,331
		合計	23,660	23,318	23,418
	受診率(%)	国保	30.44	29.70	30.27
		後期	43.93	43.37	43.50
		合計	36.96	36.58	37.19

（健康診査・がん・感染症予防係）

d 特定保健指導

特定健診の結果を階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対し生活習慣改善のための保健指導を実施。

特定保健指導実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			5	6	7
特定保健指導 初回終了者	対象者数(人)	動機付け	709	682	643
		積極的	192	192	190
		合計	901	874	833
	実施者数(人)	動機付け	225	202	129
		積極的	21	35	27
		合計	246	237	156
	実施率(%)	動機付け	31.73	29.62	20.06
		積極的	10.94	18.23	14.21
		合計	27.30	27.12	18.73

※令和 5、6 年度は、翌年度 4 月から 6 月実施分を含めた最終実績値。

※令和 7 年度は、令和 8 年 4 月から 6 月に実施した令和 7 年度対象者を取りまとめ中のため、初回指導分は含まず。

※令和 6 年度より、特定健診実施後に糖尿病等の生活習慣病に係る服薬の開始により、対象者本人の意向も踏まえ、特定保健指導を不要とする者は、対象者から除外。

（医療健康課健康診査・がん・感染症予防係、健康づくり推進課地域栄養ケア推進係）

(イ) がん検診

a 対象

- (a) 20 歳以上の女性（子宮がん検診）
- (b) 30 歳以上の女性（乳がん検診）
- (c) 40 歳以上の市民（胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診）

b 目的

がんの早期発見・早期治療につなげる。

c 実施方法

集団がん検診と施設（医療機関）がん検診。

d 内容

平成 20 年度より、がん検診の受診率の向上を図るため「がん検診受診券」による個別通知を実施。

(a) 胃がん検診

① 集団がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）

② 施設（医療機関）がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）又は胃内視鏡検査

(b) 肺がん検診

① 集団がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

② 施設（医療機関）がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

(c) 大腸がん検診

① 集団がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

② 施設（医療機関）がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

(d) 乳がん検診

① 集団がん検診

超音波検査（30～39 歳の女性）又は乳房エックス線検査（40 歳以上の女性）

② 施設（医療機関）がん検診

超音波検査（30～39 歳までの女性又は乳房エックス線検査で高濃度乳房の判定かつ医師が超音波検査の必要性があると判断した 40 歳以上の女性）又は乳房エックス線（視触診併用可）検査（40 歳以上の女性）

(e) 子宮がん検診

① 集団がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）

② 施設（医療機関）がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）又は頸部・体部細胞診（30 歳以上の女性）

がん検診実施状況

（単位：人）

	5	6	7
肺	18,836	19,178	19,182
胃	16,230	16,442	16,569
大腸	17,230	17,494	17,923
乳房	10,664	11,062	10,612
子宮	12,479	12,533	12,117

（健康診査・がん・感染症予防係）

(ウ) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症検診実施状況 (単位：人)

a 対象

40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、
65 歳、70 歳の女性

	5	6	7
骨粗しょう症検診 受診者	1,410	1,357	1,236

b 目的

骨粗しょう症の早期発見と予防の
ため

(健康診査・がん・感染症予防係)

c 内容

問診・骨量測定検査

(エ) 成人歯科健康診査

成人歯科健診実施状況 (単位：人)

a 対象

40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の市民

	5	6	7
成人歯科健診受診者	494	715	462

b 目的

歯科疾患の早期発見・治療により
歯の喪失を予防する。

(健康診査・がん・感染症予防係)

c 内容

問診・視診

キ. がん患者等の支援

がん患者等へ治療費等の助成を行うことによって、治療環境を整えるとともに、生活の質の維持・向上を図る。

(ア) ウィッグ及び胸部補整具購入費助成事業

がん患者等が、がんの治療に伴う脱毛や乳房の変形に対応するためにウィッグや胸部補整具を購入した場合に、その購入費用の 9 割（上限 3 万円）を助成する。

(イ) 重粒子線治療費助成事業（令和 7 年度末で終了）

神奈川県立がんセンター重粒子線治療費助成施設で治療を受けた方に対し、治療費の一部（上限 35 万円）を助成する。

(ウ) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナーの経済的な負担を軽減し、骨髄移植等の推進を図るため、骨髄移植のために通院・入院した日数（上限 7 日）に応じて、ドナー（2 万円/日）及びドナーが勤務する事業所（1 万円/日）に対して助成を行う。

(エ) 特別の理由による任意予防接種費用助成事業

造血幹細胞移植やがん治療等にかかる医療行為により、既に受けた予防接種による感染症への予防効果が期待できなくなり、予防接種の再接種を受けた場合に、その費用の全部又は一部の助成を行う（予防接種の種類と年齢によって助成上限額が異なる）。

(オ) 若年がん患者在宅生活支援助成事業

若年（40 歳未満）のがん患者が訪問介護等を利用する際の金銭的負担を軽減するため、その費用の助成（月額上限 5 万 4 千円。生活保護受給者及び中国在留邦人等の方は月額上限 6 万円）を行う。

がん患者支援事業助成実績

（単位：件）

	5	6	7
ウィッグ及び胸部補整具購入費助成	80	80	92
重粒子線治療費助成 （令和 7 年度末で終了）	2	1	0
骨髄移植ドナー助成	2	0	0
任意予防接種費用助成	0	2	0
若年がん患者在宅生活支援助成	1	2	2

（医療施策推進係）

4. 環境衛生事業

(1) 環境衛生

ア. 環境衛生

(ア) 感染症予防法に基づき、水害等による災害後の消毒を行っている。

(イ) 犬のフン害防止のため、被害を受けている地域に啓発用看板を配布する。

年度別配布枚数

	5	6	7
配布枚数	126	159	194

（医療施策推進係）

イ. 広域大和斎場組合

大和市・海老名市・座間市・綾瀬市の四市で構成された一部事務組合（特別地方公共団体）で大和斎場の管理運営を行っている。

(ア) 組織

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

議 会＝定数 15 人 （構成：大和市 6 人 海老名市・座間市・綾瀬市各 3 人）

監査委員＝2 人（大和市代表監査委員 組合議会議員）

管 理 者 ————— 事 務 局 長 — 事 務 局 次 長 — 事 務 局 職 員
 （大 和 市 長） (1 人) (1 人) (6 人)

副 管 理 者 会 計 管 理 者
 （座 間 市 長） （大和市会計管理者）
 （海老名市長）
 （綾 瀬 市 長）

(イ) 施設規模

所在地 大和市西鶴間八丁目10番8号 敷地面積 18,628 m²

a 火葬棟

建築面積 2,924 m² 延床面積 3,192 m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建

施設概要 火葬炉 8基 待合室 10室 (1室40人程度収容可) 管理事務所

沿革 昭和54年7月 広域大和斎場組合設立

昭和57年3月 建築工事完了

昭和57年4月 大和斎場業務開始

平成30年2月 改修工事完了

b 式場棟

建築面積 1,192 m² 延床面積 2,480 m²

構造 鉄筋コンクリート造2階建

施設概要 式場 4室 (120席1室、80席2室、30席1室)

沿革 平成7年2月 落成式

平成7年3月 使用開始

平成12年8月 第3式場改修、第4式場新設

(ウ) 年度別火葬炉使用状況

(単位：体)

	5	6	7
大和市	2,510	2,567	2,460
海老名市	1,342	1,372	1,308
座間市	1,421	1,402	1,440
綾瀬市	905	937	990
組織市外	330	417	219
計	6,508	6,695	6,417

(医療施策推進係)

(エ) 年度別式場使用状況

a 市別の式場使用状況

(単位：件)

(通夜・告別式・初七日の延べ使用件数)

	5	6	7
大和市	1,170	1,225	1,087
海老名市	407	439	368
座間市	478	443	504
綾瀬市	330	369	360
組織市外	80	78	52
計	2,465	2,554	2,371

(医療施策推進係)

b 通夜・告別式・初七日の延べ使用件数

(単位：件)

		5	6	7
大和市内	通 夜	579	603	535
	告別式	579	604	535
	初七日	12	18	17
	小 計	1,170	1,225	1,087
市 外	通 夜	646	658	638
	告別式	646	657	638
	初七日	3	14	8
	小 計	1,295	1,329	1,284
計		2,465	2,554	2,371

(医療施策推進係)

(オ) 年度別安置室使用状況

(単位：体)

	5	6	7
大 和 市	124	131	124
海老名市	50	56	54
座 間 市	33	31	35
綾 瀬 市	29	51	51
組織市外	7	20	18
計	243	289	282

(医療施策推進係)